

2007年5月10日木曜日

## 第26回補助機関会合のハイライト

2007年5月9日水曜日

水曜日は一日中、様々な議題についてコンタクトグループおよび非公式の会合が開催された、これらには、適応基金、2008-2009年度予算、教育・訓練・啓発、IPCCの2006年国別温室効果ガスインベントリガイドライン、特権と免責、研究と体系化観測、森林減少からの排出量削減、小規模CDMの新規植林と再植林、技術移転が含まれる。

### コンタクトグループおよび非公式協議

**適応基金：**このコンタクトグループでは、共同議長のAnaeduが、締約国に対し、適格性基準、優先分野、収益の一部(share of proceeds)の金銭化に関する文章を提出するよう求めた。南アフリカは、G-77/中国の文章作成作業にはもっと時間が必要だと説明した。EUは、全般的な意見として、全ての非附属書I締約国に融資を受けられる資格があるとし、各国がそれぞれ優先分野を定めたのであり、収益の一部(share of proceeds)の金銭化には一般的なガイダンスを与える、その詳細を詰めるには経験豊富な金融機関が必要であると指摘した。共同議長のAnaeduは、提出文書を受け取ったところで少人数の草案作成グループを結成すると述べた、このコンタクトグループは土曜日に再度会合する可能性がある。

**予算：**予算のコンタクトグループで、日本、米国、ロシア連邦は、名目上増額ゼロとすることを希望した。ナイジェリアはG-77/中国の立場で発言し、資金を、途上国の関心分野への援助を強化するプログラムおよび実体のあるキャパシティビルディング活動に振り向けるよう求めた。米国は議定書と条約の間でのコストの帰属を明確にするよう求めた。事務局は、日本の質問に応え、作業の流れの標準化をはかり、効率、機能性、安全性を向上するために必要な新しい記録管理システムおよびプログラムを設置することになった理論的な根拠を説明した。いくつかの締約国から、予算削減の提案があり、また提案された予算案での自国の資金供与額に対して言及する国もあった。Dovland議長は、二つの予算シナリオを作成するよう事務局に求めた。ひとつは名目上増額ゼロを考慮に入れるもので、これにより予算は178万ドル減額される、第二のシナリオはインフレ調整を行ったもので、これは予算案を100万ドル減額する。このグループは木曜日朝に再度会議を開く。

**森林減少：**午前中および午後の非公式協議で、締約国はSBSTA議長Kumarsinghの作成したCOP決定書案についての議論を続けた。この文章をより簡略化し、明確で大胆なものにすることで全般的な合意がなされた。異なる意見が表明されたのは特に以下についてであった：安定化と保全を考慮するかどうか、合法的

な伐採と違法な伐採、国際レベルでの排出量の移動、森林の劣化など定義の問題。締約国は午前中、序文に関して議論し、規範的な表現を避ける必要があると指摘した。午後、参加者は実効性のある条項について意見を述べた。いくつかの締約国は、キャパシティビルディングと方法論的問題の議論と、パイロットプロジェクト/活動に関する議論とを分けて並行して行うよう提案した。また締約国は各国のレファレンスレベルや結果ベースの「事後の」クレジット発行についても議論した。

**教育、訓練、啓発：**Jaudet議長は非公式協議で、この会議はこの問題について将来性のある戦略手法を策定するためのプロセスの一環であると説明し、そのプロセスの各段階の概要を説明した。

締約国は条約6条（教育、訓練、啓発）に関するニューデリー作業プログラムについて意見交換を行い、大体はこのプログラムを有用であるとして推奨した。ある途上国は、この分野の作業では資金の欠如が障害となっていると述べ、ある附属書I締約国は各国のフォーカルポイント（窓口となる各国政府の組織）および地域ワークショップの価値を指摘した。多くの締約国が将来の戦略手法を最終決定する前に地域ワークショップの効果を評価するよう提案した。ある附属書I締約国は、地域的(regional)および小地域的(sub-regional)アプローチの価値が高いことを指摘した。数カ国がプロセスを先に進めるよう求め、Jaudet議長は将来のアプローチに関する意見書提出の締め切りが8月であることなどを含め、作業の各段階を明確に説明した。

多くの国がまったく新しいアプローチを策定するよりもニューデリー作業プログラムをもとに築く方が有用ではないかと提案した。締約国は、CC:iNetウェブサイトに関しても簡単な意見交換を行った。

**IPCCインベントリガイドライン：**締約国は、IPCCの2006年国別温室効果ガスインベントリガイドラインに関する非公式協議で、共同議長の提示したサマリーの文章について議論した。この文章にはガイドラインへの謝辞、実施に向けた作業計画とプロセスの策定、方法論的問題、2006年ガイドラインの自主的な活用とそこでの経験の共有、伐採木材製品のセクションが盛り込まれる。疑問が出た点は、ガイドラインの自主的な活用とタイミングの問題、さらなる経験をまとめる文書の提出要請、UNFCCC報告書作成ガイドラインの将来の改定であった。検討する方法論的問題のうち、締約国はLULUCF および報告書作成のための2006年ガイドラインに係る疑問点は議論したが、排出量算定に関するものは取り上げなかった。共同議長が結論書草案を作成する。

**特権と免責：**水曜日朝、このコンタクトグループでWatkinson議長は、COP/MOP 2の際に締約国がオプションを検討し提案を行うための時間を求めたことを指摘した。事務局は決定書9/CMP.2の実施状況を報告し、保険について検討することに加えて、国連の他の機関で行われている特権・免責および紛争解決手段に係る措置について、概要を紹介するテクニカルペーパーを近く発行すると説明した。ブラジルは、特権と免責について合意するうえでの重要な要素を示す文書を提出した。(FCCC/SBI/2007/MISC.4/Add.2) EUはCOP/MOP 2で採択された措置の実施経験が必要であると主張し、紛争解決方法は複雑であり、議定書全体の

「構造」そのものに影響を与える可能性がある」と指摘した。カナダは、特権・免責及び/または関連国内法制の制定について、事務局が各締約国と二者間で調整できるようにすることを提案した。これに対し、事務局はドイツで会議を開催する場合には、ホスト国協定が、議定書における各種組織にも拡大適用されると説明した。ナイジェリアと中国は法的に拘束力のある方式を支持した。

**研究と体系化観測：**このコンタクトグループで、共同議長のCastellariは決定書9/CP.11の実施に貢献する研究者コミュニティと締約国との間で効果的な対話を検討することを規定したSBSTA24での合意に留意した。同共同議長は、前日に締約国および研究機関が参加して開催された非公式協議の概要について、参加者に説明した。同共同議長は、特に、途上国が加わる科学政策関連の対話に向けプロセスを確立する必要があると述べ、またUNFCCCプロセスにおいて科学的知見を評価する主要機関としてのIPCCの役割を指摘するステートメントにも留意した。同共同議長は、対話の必要性については意見がおおよそ一致していることを指摘した。オーストラリアは、SBSTAと研究者コミュニティを結びつけるIPCCの役割を強調した。日本は、2007年のAR4完成を指摘した上で、2008年対話にとり有用な年になると述べた。EUは、IPCCが作成した研究面でのギャップのリストを指摘し、SBSTAの役割は方向性を示すというよりは推進する方であることを強調し、UNFCCC以外の関連する会議についても、一部のイベントはSBSTAの範疇である可能性があり、SBSTAに報告してもらわなければならないと述べ、さらにSBSTA自体も特定の問題に関する書類または文書の提出を求められることを強調した。IPCCは、AR4のテクニカルサマリーで研究面でのギャップが明らかにされていると指摘した。カナダは、将来の対話が既存のプロセスと重複することがあってはならないと述べ、中国は、現在の研究に見られる南北の不均衡を議論する必要があると指摘した。結論書草案は木曜日に出ると見られる。

**小規模CDMとしての新規植林および再植林：**このコンタクトグループで、共同議長のKrugは、提出文書およびプレナリー ステートメントにおいて多様な意見が出されたことを指摘し、小規模新規植林および再植林プロジェクト活動の制限を変更する件について、一般的な意見表明を求めた。

ブラジルは、CDMでの小規模新規植林および再植林に関する決定がCOP10で取り上げられたばかりであることを想起し、制限の変更を議論するのは時期尚早であると述べ、オーストラリア、EU、その他とともに、市場関連の問題はむしろ規模の経済によるもので必ずしもCDMが原因ではないと指摘した。ボリビア、チリ、マレーシアは、プロジェクトの規模だけが問題ではないが、プロジェクト開発の困難さに関する経験から、制限の改定は十分検討する価値があると述べた。ツバルはAOSISの立場で発言し、小規模新規植林および再植林プロジェクトに関する決定は、COP 9で合意されたバランスの取れたパッケージの一部であることを強調し、EUもこれに同意した。ツバルとEUは、議論を開始することに反対したが、実施における障壁を分析するプロセスを設けることには同意した。カナダは、COP 9での議論にはトン数制限につながる計算が含まれ

ていなかったことを想起し、CDM理事会で改定が可能であることを示唆した。日本は簡素化方法の議論を支持したが、ブラジルはこれに反対した。中国とインドは限定範囲の拡大に反対した。

木曜日の朝、非公式協議を再開する前に、共同議長の結論書草案が提供される。

**技術移転：**午前中の非公式協議で、共同議長のMahlungはCOP決定書の共同議長案を提出、一部小さな修正を行ったと述べた。多くの締約国が共同議長の仕事を賞賛し、交渉のベースとして優れていると述べた。当初はナイロビで既に合意された文章について、異なる意見があったことから、進展には時間がかかった。序文のひとつは、その表現が明確でなく、また表現しようとしている概念が多すぎると締約国側が感じたことから削除された。参加者は最初の実効性のあるパラグラフについては合意した。これは技術移転枠組みの中で言及する、実施強化のための5つのテーマを扱うパラグラフである。

午後も非公式協議が続けられ、非附属書I締約国に対しUNDPの技術に関するハンドブックの利用を勧める文章について、評価を行う必要があることで合意した。関連組織との協議に関し、途上国グループから、COPのかかわりについて質問があった。ある先進国は、実施評価に向けた一連の行動を採用するとの別の文章を提案した。先進国の一部は、技術移転に関する構成組織の委託権限において将来の行動を考えるとのパラグラフは練り直すよう希望した。共同議長の島田は、締約国に対し、この問題に関する文章を木曜日朝までに作成するよう求めた。技術移転のための既存の組織の再編あるいは新しい組織の設立に関する文章では括弧が残されることとなった。木曜日に議論を再開する。

## 廊下にて

適応基金に関するコンタクトグループの会議終了後、数人の参加者から、今回の交渉の雰囲気はこれまでの数回の会議と比べて明るくなっているとのコメントがあった。これは何人か新しい顔ぶれがグループに加わったせい、それとも何人か去ったものがあるせいかと小首をかしげるものもいた。しかし数人のオブザーバーは、このような雰囲気になったのは、ナイロビ以降この問題で進展があったことを映し出しているに過ぎないと見た。

他方、一部の参加者は、今年後半のバリでの会議について、早々と「森林減少を削減するCOP」になるかもしれないと論じた。この問題は「きわめて複雑」で、「早急な解決策はないかもしれない」との認識の高まりを指摘し、悲観的な見方をするものもいたが、かなり楽観的な見方をするものもあり、中にはこの問題についてバリで大きな成果が得られるだろうと大胆に予想するものもいた。